

船舶事故調査報告書

平成24年9月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（養殖筏）
発生日時	平成24年1月18日（水） 06時05分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市高島南岸沖 宇和島市所在の坊主 ^{たか} 燈標から真方位086° 1,650m付近 （概位 北緯33° 12.7′ 東経132° 29.5′）
事故調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 わかしお丸、12トン EH2-8370（漁船登録番号）、個人所有 13.66m(Lr)×3.78m×1.53m、FRP ディーゼル機関、265kW、平成12年10月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年9月26日 免許証交付日 平成22年12月22日 （平成28年9月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷、プロペラに曲損 養殖筏 1基（長さ約12m、幅約12m）が全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、磯釣り客35人を乗せ、高島南岸沖の養殖筏が設置されている区画（以下「本件養殖筏区画」という。）付近の海域を約12ノットの対地速力で手動操舵により南西進した。 船長は、操舵室内の操縦席に座り、本件養殖筏区画の南東端に設置された標識灯の南側を約30m隔てる針路とした後、メモを見るために下を向き、同業の仲間と無線で瀬渡しの場所などについての話をしながら航行を続けた。 船長は、下を向いたまま操船を続け、高島南岸沖を南西進中、平成24年1月18日06時05分ごろ本件養殖筏区画内の南東側に設置されている坊主 ^{たか} 燈標から真方位086° 1,650m付近の養殖筏に衝突して乗り揚げた。

	<p>本船は、養殖筏からクレーン船により、引き降ろされた後、修理のために自力で造船所に向けて航行した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約1.1m/s、視界 良好、日出時刻 07時13分、月齢 23.9、月出時刻 02時00分、月没時刻 12時37分</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件養殖筏区画の南東端には、灯質毎4秒に1閃黄光、光達距離約1.8kmの標識灯が設置されていた。</p> <p>船長は、レーダーを0.25マイルレンジ、ヘッドアップ表示として作動させ、本件養殖筏区画の映像を確認していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、高島南岸沖を南西進中、船長が、メモを見るために下を向き、同業の仲間と無線で瀬渡し場所などについての話をしながら航行し、見張りを行っていなかったことから、本件養殖筏区画に向けて航行して養殖筏に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、高島南岸沖を南西進中、船長が、メモを見るために下を向き、同業の仲間と無線で瀬渡し場所などについての話をしながら航行し、見張りを行っていなかったため、本件養殖筏区画に向けて航行して養殖筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖筏が設置されている海域では、養殖筏との距離を十分に確保するとともに、レーダーを活用し、厳重な見張りを行うこと。